

平成24年(行ウ)第117号 発電所運転停止命令義務付請求事件

原告 134名

被告 国

証 拠 説 明 書

2015(平成27)年12月14日

大阪地方裁判所 第2民事部 合議2係 御中

原告ら訴訟代理人

弁 護 士 冠 木 克 彦

弁 護 士 武 村 二 三 夫

弁 護 士 大 橋 さ ゆ り

弁 護 士 高 山 巖

弁 護 士 瀬 戸 崇 史

復代理人

弁 護 士 谷 次 郎

| 号 証 | 標 目 (原本・写しの別) | 作 成 年月日 | 作 成 者 | 立 証 趣 旨 | 備 考 |
|------------|--|---------------|------------------|---|-----|
| 甲144 の1 | 東京電力福島原子力発電所における事故調査・検証委員会(ウェブサイトの印刷物) | 写 | 東電福島原発事故調査・検証委員会 | 東電福島原発事故調査・検証委員会が2012年7月23日に最終報告書を出した事実。 | |
| 甲144 の2 | 最終報告(資料編) 資料 - 1 - 1 主要施設、設備の被害状況に関する検証結果報告(抄)(表紙、資料 - 1 - 1 表紙、同目次、50頁、135~136頁、216~217頁) | 写 2012年7月23日 | 東電福島原発事故調査・検証委員会 | 東電福島原発事故調査・検証委員会の最終報告書資料集において、福島第一原発事故1号機では地震当日中、2号機及び3号機では地震の3日後までには、格納容器またはその周辺部にその閉じ込め機能を損なうような損傷が生じていた可能性が極めて高いという事実が指摘されている事実。 | |
| 甲145 | 東京電力福島第一原子力発電所の特定原子力施設への指定等について | 写 平成24年11月30日 | 原子力規制委員会 | 福島第一原発が原子炉等規制法に基づく特定原子力施設に指定されたのが2012年11月7日である事実。 | |
| 甲146 | 日本地震学会講演予稿集 2015年度秋季大(抄)(表紙、プログラム27頁、予稿95頁) | 写 2015年10月 | 日本地震学会、島崎邦彦 | 日本地震学会の2015年度秋季大会で、島崎邦彦氏が「活断層長に基づく地震モーメントの事前推定」と題して学会発表を行った事実及び発表内容。 | |

| 号 証 | 標 目 (原本・写しの別) | 作 成 年月日 | 作成者 | 立証趣旨 | 備考 |
|------|---|------------|---------|--|----|
| 甲147 | 日本活断層学会2015年度秋期学術大会プログラム | 写 2015年11月 | 日本活断層学会 | 日本活断層学会2015年度秋期学術大会において、島崎邦彦氏が「活断層の長さから推定される地震モーメント：日本海「最大」クラスの津波断層モデルについて」と題して学会発表を行った事実。 | |
| 甲148 | 活断層の長さから推定される地震モーメント：日本海「最大」クラスの津波断層モデルについて | 写 2015年11月 | 島崎邦彦 | 日本活断層学会2016年度秋期学術大会において、島崎邦彦氏が「活断層の長さから推定される地震モーメント：日本海「最大」クラスの津波断層モデルについて」と題して学会発表を行った事実及び発表内容。 | |